

議員政治倫理条例・前文比較資料（H24. 4. 6・修正版）

○大津市議会議員政治倫理条例

平成 23 年 12 月 19 日 条例第 66 号

大津市議会が目指している市民に開かれた議会づくりは、議員と市民の揺るぎない相互の信頼関係があつて初めて実現できるものである。

そのためには、議員は市民の代表であることを自覚し、市民の負託に応え得る強い使命感と自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、公明正大な市政の維持及び発展に努めるとともに、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係の確立に向けこの条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、大津市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の代表者として、また市民全体の奉仕者として、議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項について定めるとともに、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

○会津若松市議会議員政治倫理条例

平成 20 年 6 月 23 日 会津若松市条例第 20 号

会津若松市議会が目指している市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があつて初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

○石巻市議会議員政治倫理条例

平成 22 年 4 月 23 日 条例第 23 号

石巻市議会が目指す、市民と協働し、真の地方自治を先導する議会は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があつて初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い識見によって、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

よってここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、議員が市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤をつくり、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

○笠岡市議会議員政治倫理条例

平成 23 年 10 月 7 日 条例第 17 号

先に我々笠岡市議会は、議会基本条例を制定し、将来にわたり市民福祉の向上のため全力を挙げて市民の信託に応えることを誓った。このことは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理基準に基づき、誇りと強い意志をもって市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、全議員の総意によりこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市政が主権者である市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者である市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の代表者として、その人格と政治倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応えることにより、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

奈良市議会議員政治倫理条例（案）

平成 24 年 3 月 29 日現在

（前文案）

奈良市議会が目指す「市民と共に歩む開かれた議会づくり」は、市民と議員における揺るぎない相互の信頼関係という基盤の上に成り立つものである。

そのためには、政治倫理に関する規律をさらに高め、議員は市民の代表であるという自覚と良識をもち、自らの明確な政治倫理基準に基づき公明正大な市政の推進に努めるとともに、誇りと使命感をもって市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、市民と議員との信頼関係の確立に向け、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、奈良市議会議員(以下「議員」という)が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

<参考>

前文・制定文

- ・前文：条例の基本理念や制定由来を述べるもの。

目的規定や解釈規定を設ける例が多く、前文無しも増えている。

制定文的な記述として規定されていることもある。

- ・制定文：条例制定の由来や根本精神を述べるためにつけられるもの。

条例の制定根拠や全部改正であることなどを明らかにするために設けるのが普通である。

(出典：立法政策の企画と立案<第 2 版>,東京リーガルマインド LEC 総合研究所)